

平成31年1月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道	社会保障費や臨時財政 対策債償還費の増を踏 まえた地方一般財源総 額の確保・充実	<p>地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増等を踏まえた上で、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。</p> <p>また、その際には、法定率の引き上げ等により、可能な限り臨時財政対策債の発行の縮減を図ること。</p> <p>特に、防災対策や公共施設の老朽化対策に係る経費などの地方一般財源総額を確保するとともに、森林環境譲与税（仮称）に係る新たな財政需要についても、基準財政需要額へ適切に反映すること。</p> <p>広大な面積を有している本道においては、人口の減少が著しい市町村の活性化や住民のニーズに適切に対応した行政サービスの実施のために、人口密度等を勘案した算定方法の継続・充実による財源保障を図ること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。</p> <p>法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため公共施設等適正管理推進事業費については、前年度と同額を確保している。森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費については、地方財政計画の重点課題対応分に計上している。</p> <p>なお、基準財政需要額の算定にあたっては、財政需要との間に相関性の高い指標を用い、地方団体の自然的条件や社会的条件の違いを反映するための補正を講じ、適切に算定している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	宮城県	地方交付税の総額の確保について	「新経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、地方団体の財政運営に必要となる一般財源総額を確保すること。	採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 トッランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。
3	(法)	京都市 (京都府)	地方交付税の総額確保及び法定率の引上げについて	地方の財政需要を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。また大都市特有の財政需要を的確に反映させ必要額を確保すること。 消費税率引上げに伴う増収分について、適切な地方配分を行うこと。 臨時財政対策債は廃止し、財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、基準財政需要額の算定にあたっては、昼間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率の引上げ及び臨時財政対策債の抜本的見直しについて	極めて厳しい地方財政の現状を踏まえると、地方全体の財源不足を臨時財債の発行により対応することには限界があり、地方交付税の本来の役割である財源保障機能が適切に発揮されるよう、早急に法定率を引上げし、臨時財債制度の廃止も含めた抜本的見直しを行うこと。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(法)	徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等について	地方公共団体の財政運営に必要な地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成31年度においても、引き続き1兆円を確保した。 窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討することとしており、平成31年度においては導入しないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	高知県	地方交付税総額の確保 と臨時財政対策債の縮減	地方交付税総額を確保しつつ、臨時財政対策債については、可能な限りその縮減を図ること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債も前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。災害対応については、平成31年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することとしている。 法定率の見直しについては、平成31年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
7	(法)	帯広市 (北海道)	トップランナー方式等の導入における地域の 実情への配慮	平成28年度に導入されたトップランナー方式及び標準的な徴収率の見直しについて、自治体の財源を保障するといった地方交付税本来の機能が損なわれないよう、制度の見直しを検討すること。	一部採用する。 トップランナー方式については、多くの団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務を対象としていること、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務については、小規模な市町村において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて、小規模団体においては経費水準が下がらないよう算定を行うこととしており、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせつつ、導入することとしている。 また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率については、多くの団体がコンビニ収納や広域的な事務処理などの徴収対策の推進に取り組み、効果を発揮してきた実態を踏まえ、実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率と基準財政収入額の算定に反映するものである。見直しに当たっては、地方団体に与える影響を考慮し、5年間で段階的に算定に反映することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	大阪市 (大阪府)	トップランナー方式導入による個別団体の基準財政需要額への算入状況及び算出方法等の明示について	トップランナー方式については、その影響額及び還元先が地方全体では明示されているが、個別団体レベルでは算出ができないため、個別団体ごとの影響額の算出が可能となるようにするとともに、その還元先も個別団体ごとに明示すること。	一部採用する。 トップランナー方式の対象業務に係る経費水準の見直しについては、総務省ホームページにおいて公表しているところであり、引き続き適切な公表に努めてまいりたい。また、トップランナー方式による基準財政需要額の減額分については、これまで、公共施設等の維持補修・点検等の増や、地域課題に対応するための地方単独事業の増に充当しており、引き続き活用方法を示すこととする。
9	(法)	大阪市 (大阪府)	基準財政需要額における標準行政経費の精査について	現行の国・地方の財源配分を前提とする限りにおいては、法定受託事務をサービス供給量の意思決定者である国が実際の決算額に対して全額負担することとしたうえで、留保財源率を引き上げるとともに、当該事務にかかる需要額を算定対象から除外することとされたい。 また、国費による全額負担までの間については交付税において当該事務にかかる需要額と実際の決算額に差が生じることのないよう精算等の措置を講ずること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入している。 今後とも、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。 なお、留保財源率の引上げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	会計年度任用職員制度に関する需要額を適切に基準財政需要額に算定するとともに地財措置に関する情報提供を行うこと	会計年度任用職員制度の期末手当の支給等による市町村の財政需要の増加について、必要額を適切に基準財政需要額に算定するとともに、地財措置に関して、早期の情報提供を行うこと。	一部採用する。 会計年度任用職員制度は平成32年度から施行するものであり、平成31年度においては、その実施のため会計年度任用職員制度システム改修経費を基準財政需要額に算入することとしている。 会計年度任用職員制度の創設により必要となる財源については、地方団体の実態などを踏まえつつ、地方財政措置について検討してまいりたい。 また、地方団体に対してできる限り早期の情報提供に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	深川市 (北海道)	非常備消防団に対する 単位費用について	非常備消防団に対する単位費用措 置を拡充すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 非常備消防団の水・火災、警戒、訓練出動手当及び指導員手当については、その 実情を踏まえ単位費用を措置しており、全国的に見て決算額との乖離が生じている 状況ではない。 今後も決算の状況等実態を勘案し、適切に単位費用措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	白山市 (石川県)	全国で行われている橋りょうの5年に1回の法定点検について市町村ごとの実態を反映した内容となるよう、橋りょう数や面積による補正項目の追加	全国的に義務付けられている5年に1度の橋りょうの法定点検について、面積（特に山間部）が広くなると橋りょう数も増える。実情に見合った補正項目として面積または橋りょう数による補正を追加すること。	以下の理由により採用しない。 橋りょう等の道路構成施設点検経費に要する経費については、適切に単位費用措置を講じている。 道路橋りょう費（道路の面積）の総需要額に占める、道路構成施設等点検経費の需要額の割合は僅かであるため、算定の簡素化の観点も踏まえ、補正の新設は行わない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(法)	西予市 (愛媛県)	義務教育施設（小学校・中学校）及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置について	義務教育施設（小学校・中学校）及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置を講ずること。	採用する。 平成30年度補正予算において全ての公立小中学校等に冷房設備を設置するための「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、平成31年度より、冷房設備にかかる電気代について、単位費用措置を講ずることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	札幌市 (北海道) 大牟田市 (福岡県)	就学援助費に係る算入 不足額の解消	就学援助費に係る単位費用及び密度補正係数Ⅱの算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。 なお、平成31年度算定においては、準要保護児童生徒に係る一人当たり単価を引き上げることとしている。
15	(法)	白井市 (千葉県)	所有権移転リースによる小中学校へのエアコン設置に係る経費の算入	資産形成につながる所有権移転リースに係る後年度の支払いも普通交付税に算入すること。	以下の理由により採用しない。 平成30年度補正予算に計上された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」は、冷房設備の設置費を対象としており、リースによる後年度の支払いについては、対象としておらず、標準的な経費とは言えない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	金沢市 (石川県) 愛知県 甲賀市 (滋賀県) 福知山市 (京都府) 尼崎市 (兵庫県) 徳島県 安田町 (高知県) 高知県 荒尾市 (熊本県) 豊後高田市 (大分県) 那覇市 (沖縄県) 沖縄県	義務教育施設の空調設備設置に係る維持管理費の交付税措置について	義務教育施設の空調設備設置に係る維持管理費の交付税措置を講ずること。	採用する。 平成30年度補正予算において全ての公立小中学校等に冷房設備を設置するための「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、平成31年度より、冷房設備にかかる電気代について、単位費用措置を講ずることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**その他の教育費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	美里町 (宮城県)	市町村立幼稚園在籍人員の基礎数値把握方法の見直し	他市町村の公立幼稚園に通う児童数を算定上加味されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 測定単位「幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数」の算出の基礎及び補正の基礎数値については、現在、子どもの数を居住地の市町村単位で捕捉する統計がないこと等から、従来どおり、学校基本調査によることとしているところである。 制度所管府省における広域利用に係る検討状況等をふまえて、財政需要の適切な反映方法について引き続き検討を行うこととする。
18	(法)	群馬県	子供が本にふれるきっかけづくりに要する経費の基準財政需要額への算入	子供が本にふれるきっかけづくりに要する経費について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額の算定に当たっては、標準的な財政需要を算入することとしており、子供が本にふれるきっかけづくりに要する経費については、法令上の義務規定ではなく、地方団体自らの判断で実施しているものであることから、単位費用への算入は行っていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	横須賀市 (神奈川県)	消費税率引き上げに伴う地方負担分の基準財政需要額への適切な算入について	消費税率引き上げによる増収が確実に社会保障や教育負担軽減などの財源として活用できるよう、関連事業に係る経費（地方単独事業含む）を適切に基準財政需要額に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
20	(法)	福岡市 (福岡県)	消費税率の引上げに伴う社会保障の充実等により生じる経費を踏まえた基準財政需要額の算定について	2019年10月の消費税率の引上げに伴い幼児教育の無償化等社会保障の充実等により生じる経費について、適切に基準財政需要額に反映すること。	採用する。 平成31年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については基準財政需要額に全額算入している。 また、幼児教育の無償化については、平成31年度は臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について地方財政計画に全額計上する等、適切に対応していくこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(法)	川崎市 (神奈川県)	待機児童対策に活用している認可外保育施設経費の基準財政需要額への算定について	増加し続ける保育需要に対応するため、認可外保育施設の活用しており、それに要する経費について、基準財政需要額へ適切に反映すること。	一部採用する。 平成31年10月から実施する幼児教育無償化の対象となる部分については、その地方負担部分について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で、地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。 なお、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費により対応する。
22	(法)	山北町 (神奈川県)	障害児保育に係る密度補正の見直しについて	障害児保育に要する経費について、実際の職員配置に即した算定方法の見直しを検討すること。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。障害児保育に要する経費については受入障害児1人当たりにかかる標準的な費用を適切に措置している。
23	(法)	小松市 (石川県) 姫路市 (兵庫県)	地域生活支援事業に係る市町村の超過負担が生じないように単位費用を充実	障害者総合支援法による地域生活支援事業に市町村の超過負担が生じていることから、単位費用の充実に求めるもの。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしているところ、障害者総合支援法による地域生活支援事業については、法令上の負担割合に基づく地方負担部分について、基準財政需要額に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	名張市 (三重県) 京都市 (京都府)	地方単独の医療費助成 に対する経費の基準財 政需要額への算入	社会福祉費の単位費用において、 地方単独の医療費助成にかかる費用 を算入し、地方団体の財政需要を適 切に反映すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な 財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽 減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医 療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。
25	(法)	尼崎市 (兵庫県)	「市区町村子ども家庭 総合支援拠点」に係る 実態に即した交付税措 置の創設	児童福祉法第10条の2に定める 「市区町村子ども家庭総合支援拠 点」に係る経費について、実態に即 した交付税措置を行うこと。	一部採用する。 児童虐待防止体制総合強化プラン（新プラン）に基づき地方団体が体制強化に取 り組めるよう、平成31年度においては標準団体において常勤職員2名（子ども家庭 総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会調整機関）を増員することとする。 一方、新たな補正を設けることについては、算定の簡素化の観点からも、慎重に 対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	東村山市 (東京都)	住所地特例制度を反映させた高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の算定	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）についても高齢者保健福祉費（65歳以上人口）と同様に住所地特例制度を反映させ、適切な算定をされたい。	以下の理由により採用しない。 後期高齢者医療制度に係る住所地特例については、被保険者に占める住所地特例数の割合が僅少であることから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、住所地特例数を反映することは適当ではない。 なお、65歳以上人口を測定単位とするものについては、養護老人ホーム被措置者数や介護サービス受給者数を指標とした密度補正を講ずる結果、自ずと住所地特例が反映されているものであり、住所地特例の反映を目的としているものではない。
27	(法)	大阪市 (大阪府)	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の決算額と基準財政需要額との乖離を解消するため、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数による密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な地域の特殊要因により発生している地域間における医療費単価差を反映することは適切ではない。
28	(法)	高知市 (高知県)	一人あたりの医療費の多寡を適切に算定に反映させる密度補正等の導入	後期高齢者医療費の地域格差を適切に需要額に反映するために、密度補正による配分方法の見直し等、各市町村の需要額を補足すること。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一樣ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	豊橋市 (愛知県)	公共施設のPCB含有 機器の処分に係る経費 算入	公共施設のPCB含有機器の処分 費用を経費に算入すること。	以下の理由により採用しない。 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各地方公共団体は事業者としてPCB廃棄物を処理しており、その処理状況は、既に処理を終えた地域があることなど、地方公共団体間で進捗に大きな差が生じていることから、全国一律に標準的に発生する財政需要とは言えず、財政措置の必要性は認められない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(法)	枝幸町 (北海道)	測定単位の変更について	農業行政費の測定単位である農家数を農業従事者数にすることにより、決算との過大な乖離を解消すること。	以下の理由により採用しない。 決算統計上、農業行政費に該当する「農業費」「農地費」「畜産業費」の決算額では、「農業従業者数」よりも「農家数」の方が、相関関係が強いことから、「農家数」を測定単位としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[林野水産行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	森林環境譲与税に対応した需要の算定について	森林環境譲与税に対応する財政需要について、基準財政需要額に適切に算入すること。	採用する。 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費については、公有以外の林野の面積を測定単位とする林野行政費において、単位費用措置を講ずることとした。
32	(法)	中土佐町 (高知県)	林野水産行政費における単位費用の見直しについて	林野水産行政費において、水産行政費が実態を反映していないと考えられることから、標準団体に対し調査を行い、実態を反映していない場合は見直しをすること。	一部採用する。 水産行政経費については、林野水産行政費において関係団体に対する補助金等の経費を措置するとともに、包括算定経費（面積）において、農林漁業の担い手対策や農山漁村の地域活性化等の経費を措置しており、適切に単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費・包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(法)	京都市 (京都府)	包括算定経費・地域振興費等の需要額の確保について	広範囲の分野の事業を対象とする包括算定経費や費目横断的な補正を含む地域振興費等の需要額についても、適切に財政需要を見込まれるよう検討されたい。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.7兆円を確保した。 その上で、地域振興費については、不況期に設けられた経費について、全国的な景気の状態を踏まえた事業費の減少等を見込み、包括算定経費については、財源対策債の元利償還金の減等を見込んでいる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(法)	深川市 (北海道)	包括算定経費に対する 単位費用について	近年、包括算定経費の総額が減少していることから、自治体の一般財源所要額が適切に反映されるよう、包括算定経費の確保をすること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や財源対策債の元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。
35	(法)	上越市 (新潟県)	面積の影響が大きい建設事業費の包括算定経費（面積）による算入	包括算定経費（人口）で算入されている建設事業費のうち、下水道、公園などの一部事業費は、管路の整備延長が長くなる等、自治体の総面積が事業費に大きく影響し、面積に対する相関関係も見られることから、自治体の総面積を測定単位に加えるなど、財政需要額の算定に当たっては実態との乖離が生じないよう配慮すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 公園費、下水道費については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
36	(法)	徳島県	選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の算入について	市長選挙及び市議会議員選挙のための選挙運動用ビラ作成に係る公費負担について包括算定経費の単位費用に算入すること。	採用する。 公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）に基づき、平成31年3月から都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動用のビラを頒布することが可能となり、条例で定めることにより当該経費を無料（地方公共団体が負担）とすることができるようになった。平成31年度までに大部分の団体が条例を制定する見込みであることから標準的に発生する財政需要と認められるため、単位費用措置を講ずることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(法)	旭川市 (北海道) 八王子市 (東京都) 湖南市 (滋賀県)	臨時財政対策債の廃止	臨時財政対策債を早期に廃止し、 国税4税の法定率の引き上げなどにより 交付税総額を確保すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
38	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県) 国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額保障	交付税率の引上げにより臨時財政 対策債への振替を廃止すること。	一部採用する。 平成31年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	(法)	二宮町 (神奈川県)	臨時財政対策債の元利償還金相当額に対する普通交付税措置について	臨時財政対策債の元利償還金相当額は、臨時財政対策債ではなく普通交付税として措置されるよう、別枠で計算し交付するなど、算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[収入総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(法)	京都市 (京都府)	地方消費税交付金等における精算制度及び減収補填制度の拡充について	地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(法)	船橋市 四街道市 (千葉県)	ふるさと納税ワンストップ特例制度による減収となる所得税相当分の補填措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の100%補填措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。
42	(法)	二宮町 (神奈川県) 御殿場市 (静岡県)	ふるさと納税の基準財政収入額への算入	ふるさと納税として受領した寄附金を基準財政収入額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。 なお、有識者等による「ふるさと納税研究会」の報告書において、「「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。」とされている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	(法)	旭市 (千葉県) 京都市 京田辺市 (京都府)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	市町村民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
44	(法)	名古屋市 (愛知県) 京都市 (京都府)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	市町村民税所得割について、分離譲渡所得分以外についてもふるさと納税制度の動向や景気の動向等によって、年度途中に大きく額が変動するため、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。 なお、寄附金税額控除については、平成28年度から算定方法を見直し、各団体における前年度の寄附金税額控除額の実績額を反映した上で、寄附金税額控除による減収を踏まえた全国一律の単位額を用いることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	奈良県	地方消費税交付金への 精算制度等の導入につ いて	地方消費税交付金の基準財政収入 額への算入額と実際に交付される額 との間に乖離が大きく、各団体の財 政運営に多大な影響を及ぼしている ため、精算制度や減収補填制度を創 設すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いと しているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい 乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することがで きるものとされている。 地方消費税交付金については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎とし て算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[法人関係税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(法)	国立市 (東京都)	地方法人税について	平成26年度より創設された地方法人税の全額が交付税原資とされている。法人住民税は、都道府県・市町村を含む地方全体の貴重な自主財源であり、これを国税化することは、将来にわたり地方全体の財政自主権を弱めるものである。交付税原資の税目及び税率等において、制度改正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、交付税率の引上げについては引き続き検討する。 法人住民税の国税化については、消費税率の引上げに伴う地方消費税の充実にあわせ、地域間の財政力格差が拡大することがないように、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部について国税化し、その税収全額を地方交付税の原資に充てるとともに、不交付団体の減収分を活用して地方財政計画に歳出を計上するものである。交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
47	(法)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政収入額への適切な算定について	地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方法人課税は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を国税化し、地方交付税原資化したものであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講ずることは考えていない。